

上富田町上下水道事業経営戦略改定業務
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

平成28年度に策定した「上富田町水道事業経営戦略、下水道事業経営戦略」について、総務省より令和7年度中に改定することを求められており、計画期間も切れることから、より質の高い経営戦略となるよう、改めて目標を再設定し各事業が持続可能な事業運営となるように経営戦略を改定することとする。

また、改定支援業務の委託先の選定にあたっては、公営企業会計等に関する高い専門知識と豊富な経験を有するものが望ましいことから、本要領により公募型プロポーザル方式で選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 上富田町上下水道事業経営戦略改定業務
- (2) 対象事業 水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月23日まで
- (5) 提案上限額（事業毎）

- ①水道事業経営戦略改定業務 5,500,000円（税込）
- ②公共下水道事業経営戦略改定業務 4,400,000円（税込）
- ③農業集落排水事業経営戦略改定業務 4,400,000円（税込）

3. プロポーザルに係る日程

- (1) 質問の受付 8月29日（金）17：00まで
- (2) 質問の回答 9月3日（水）
- (3) 参加申請書等提出期限 9月8日（月）17：00まで
- (4) 提案資格確認結果通知 9月10日（水）予定
- (5) 企画提案書等提出期限 9月22日（月）17：00まで
- (6) プレゼンテーション実施日 9月29日（月）予定
- (7) 結果の通知 10月3日（金）予定

※プレゼンテーションの日時等については、改めて通知する。

4. 参加資格・その他特記事項

参加することができる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県及び和歌山県内自治体との契約に関して入札参加資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 上富田町暴力団排除条例に基づき入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 公租公課を滞納していないこと。
- (6) 当該年度の上富田町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (7) 経営戦略の策定又は改定の実績が15件以上あり、元請として和歌山県内の水道事業の経営戦略、下水道事業の経営戦略それぞれの実績があること。なお、実績件数は事業につき1件として数える。
- (8) 和歌山県内で元請としての総合計画、人口ビジョンそれぞれの策定実績を各1件以上有すること。
- (9) 総務省地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業アドバイザーリスト（公営企業関係）に登録され、1年以内に経営戦略の改定支援実績のある自社の社員を有すること。
- (10) 公営企業会計に精通した公認会計士の有資格者を配置できること。
- (11) 受託者は本業務で得た情報（個人情報を含む。）を他に漏洩してはならない。
- (12) 受託者がプライバシーマークの認証を取得していること。

5. 質問

(1) 質問方法

質問方法は、様式2質問書を期限までにメールで送信を行い、送信後届いているかどうか電話で確認を行うこととする。質問の回答は、ホームページにて公開するものとする。

(2) 提出期限

令和7年8月29日（金）17：00までとする。

(3) 提出先

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763

上富田町役場 上下水道課（担当：岩本）

電話：0739-34-2375

メール：i-iwamoto@town.kamitonda.lg.jp

(4) 注意事項

- ①メールのタイトルは「上富田町上下水道事業経営戦略改定業務プロポーザル質問書（業者名）」とすること。
- ②回答は、全質問取りまとめの上、令和7年9月3日（水）にホームページにて通知を行うこととする。

6. 参加申請書等の提出

(1) 提出書類

参加申請においては、下記書類を期限までに持参又は郵送にて提出することとする。郵送の場合は下記提出期限までに必着とする。

- ①参加申請書【様式1】
- ②経営戦略の策定又は改定の実績一覧（様式は任意）
※過去に地方公共団体の経営戦略を受注した実績を団体・事業・年度がわかるように記載すること。
- ③総合計画の策定の実績一覧（様式は任意）
※過去に策定した実績を団体・年度がわかるように記載すること。
- ④人口ビジョンの策定の実績一覧（様式は任意）
※過去に策定した実績を団体・年度がわかるように記載すること。
- ⑤地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業アドバイス実績報告書の写し
- ⑥制限条例同意書【様式3】
- ⑦プライバシーマークの認証の写し

(2) 提出期限

令和7年9月8日（月）17：00までとする。

(3) 提出先

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763
上富田町役場 上下水道課（担当：岩本）
電話：0739-34-2375

7. 企画提案書等提出

(1) 提出書類

企画提案書等の提出においては、下記書類を期限までに持参又は郵送にて提出することとする。郵送の場合は下記提出期限までに必着とする。

- ①企画提案書 正本1部、副本6部
- ②見積書 1部

(2) 提出期限

令和7年9月22日（月）17：00までとする。

(3) 提出先

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763

上富田町役場 上下水道課 (担当: 岩本)

電話: 0739-34-2375

(4) 注意事項

- ①企画提案書の体裁は原則としてA4判横(A3判の折込みも可)とする。
- ②企画提案書は、20頁以内とし、別紙仕様書及び評価要領に基づいた記載とすること。
- ③企画提案書のデータは、CDにして提出すること。
- ④見積書は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業の内訳がわかるように作成すること。様式は任意とする。
- ⑤見積書には、全ての費用を含めることとする。

8. 審査について

(1) 審査方法

提出書類は、本町において、別紙「評価要領」に記載の評価項目に基づいて、提出書類による書類審査とプレゼンテーションで総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションの開始時間及び実施場所は、企画提案書受付期間終了後に、企画提案書を提出した事業者それぞれに連絡する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、参加者すべてに郵送により通知する。なお、選定結果のみを通知し、審査の内容や採点については公開しない。

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉権者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉権者とする。

(5) 注意事項

- ①日時、場所等の詳細については別途、後日通知する。
- ②1事業者あたり、説明20分、質疑応答10分(合計30分)とする。
- ③プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

9. その他

(1) その他

- ①企画提案に要する経費については、参加者負担とする。
- ②提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。